

第3章 教育方法

1 授業を行う学生数

当専攻の現在の収容定員は108名であり（入学定員36名×3）、在籍学生の状況は第1章表2のとおりである。再履修者、本学の他の教育組織の学生及び科目等履修生を含め、すべての授業科目について、受講学生数は50名未満であり、少人数教育が徹底されている。この結果、各科目の教育目的に即した双方向的又は多方向的な密度の高い教育の実施が担保できる適正な規模が、すべての授業科目について維持されており、平成28年度の場合、2名（「倒産法演習」など）～35名（「商法Ⅲ」）の間にとどめられている。

なお、本学の他の教育組織の学生については、「展開・先端科目群」についてのみ、当該授業担当教員の承諾及び教員会議の許可を予め得た場合に限って受講を認めることとしている。また科目等履修生の受け入れについては、少人数教育の実施を担保するために、対象となる履修科目を展開・先端科目群に制限しているほか、各科目当たりの履修生数を適正な範囲に留めて、当該科目の受講者数を適正な規模に留める配慮をして運用されている。これまで当専攻の科目を履修した本学の他の教育組織の学生、科目等履修生とも、毎年0から若干名にとどまっている。

2 授業の方法

(1)総説

当専攻では、前述（第2章）の教育課程及び教育内容に従って、学生が法曹として必要とされる法知識の修得にとどまらず、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を涵養するために、授業の方法についても様々な工夫をしている。具体例を挙げれば、次のとおりである。

(a) 法律基本科目について

原則として該当講義の1週間前までに講義レジュメ及び参考資料を配付し、予習の効率を高める工夫をしている。毎年、講義レジュメ及び参考資料の内容を見直し、最新の内容を組み入れることにしている。また、学生から寄せられた要望をできる限り講義に反映するように努めている。例えば、講義レジュメの早期配付（紙媒体に加えて、当専攻ウェブサイトからのダウンロード配布）に努め、必要に応じて講義資料の判例等の添付も行っている（次頁画面に例）。こうした工夫を通じて、限られた時間の中で密度の濃い、体系的な講義の実施を確保して、専門的な法知識を確実に学生に定着させるよう努めている。

www.lawschool.tsukuba.ac.jp/mem/?p=23307

お知らせ

期末試験関係

期末試験問題
 期末試験 解答(例)・解説・採点基準
 憲法I-B 本試験 成績分布表
 最高点 98点
 平均点 60.41点

配布物

イントロ

第8講 営業の自由
 営業の自由 当日配布資料
 第8講 営業の自由《事例問題解説》

第9講 財産権
 第9講 財産権【まとめと補遺】

第10講 適正手続

投稿日

2017年2月
 月 火 水 木 金 土 日
 1 2 3 4 5
 6 7 8 9 10 11 12
 13 14 15 16 17 18 19
 20 21 22 23 24 25 26
 27 28
 < 1月

最近の投稿

- 平成28年度春C以降開講3年次科目再試験成績について
- 平成28年度秋A本試験・追試験成績公開状況(2月9日追記)
- 朝練のお誘い
- 平成29年度法曹学修生の申請に基づく自習室の棚の配置について
- 第3回共通到達度確認試験(試行試験)の実施について(第2報)

リンク

- KdB(シラバス閲覧)
- LL総合型法律情報システム
- TWINS(履修登録・成績閲覧)
- TWINSで履修登録が出来ないときは
- ジュリナビ

MS 明朝 22 A A Aa

あア亜 あア亜 あア亜 あア亜 あア亜 あア亜

標準 行間詰め 見出し1 見出し2 表題 副題

スタイル

(2)「正当な補償」

- 完全補償説と相当補償説
- そもそも「完全補償」額はどのようにして算定するのか？(上掲H6年旧司参照)

農地改革事件(最大判昭和28年12月23日・民集7巻13号1523頁)

政府が、自作農創設特別措置法(以下自創法という)三条によって農地を買収する場合は、自創法第一条に定める目的を達するために行うのであり、もとより所有者に対し憲法二九条三項の正当な補償をしなければならないことはいうをまたない。しかるに自創法六条三項によれば、農地買収計画による対価は、田についてはその貨賃価格の四〇倍、畑についてはその貨賃価格の四八倍を超えてはならないという趣旨が定められている(以下この最高価格を買収対価又は単に対価という)。よって自創法の定めるこの対価が憲法二九条三項にいわゆる正当の補償にあたるかどうかを考えて見なければならない。

一、まず憲法二九条三項にいうところの財産権を公共の用に供する場合の正当な補償とは、その当時の経済状態において成立することを考えられる価格に基き、合理的に算出された相当な額をいうのであって、必しも常にかかる価格と完全に一致することを要するものでないとする。ただし財産権の内容は、公共の福祉に適合するように法律で定められるのを本質とするから(憲法二九条二項)、公共の福祉を増進し又は維持するため必要がある場合は、財産権の使用収益又は処分権利にある制限を受けることがあり、また財産権の価格についても特定の制限を受けることがあつて、その自由な取引による価格の成立を認められないこともあるからである。

二、よつてまず自創法六条三項に定める対価の構成を考えて見るに、この対価基準はすでにいわゆる第一次農地改革の時期における改正農地調整法六条の二(昭和二〇年一月二

1年次に履修する基礎科目については、双方向的又は多方向的な討論も授業に取り入れてはいるが、本学の場合、有職社会人という学生の制約上、正規の授業時間での学修時間の確保を学生全員に同一レベルで確保することがきわめて困難であるという事情もあり、また未修者に対して効率よく、かつ、確実に必要な基礎知識を偏りなく定着させていくために、講義中心とならざるを得ない面がある。

もっとも、この点を補うために、2年次以降に必修科目として配置した演習系科目及び総合系科目においては、事前に学生に予習課題を与え、事例を研究させたいうで、具体的素材に基づくケーススタディ方式を取り入れたり、教員と学生及び学生間の討論を積極的に行ったりするなど、双方向的又は多方向的な討論を通じた授業となるよう配慮している。

(b) 実務系科目について

民事系科目では、実務における具体的事例を事前に学生に検討させ、実務での法運用を講義と学生との討論で理解させている。また、事例に的確に対応する能力を涵養するためには、自分の考えを文章に簡潔、的確かつ説得的に表現することが重要であることにかんがみ、テーマを与えて自宅起案をさせ、これについての添削指導をしたり、授業時間を使って即日起案をさせ、これについての講評を踏まえた講義、討論を行ったりする（「民事法総合演習」、「民事訴訟法総合演習」）などの工夫をしている。

同様に刑事系科目でも、実務での具体的事例を事前に学生に検討させ、実務での法運用を講義と学生との討論で理解させている（「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」）。また、「刑事模擬裁判」では、刑事訴訟記録を使用して、模擬裁判を行う方法を採用している。

本学では、時間的・職業的制約の大きい夜間・社会人学生が実務に触れる機会を確保するために、法科大学院の施設に法律事務所を併設して、フレックスタイム制の「リーガルクリニック」（2年／3年次担当）を実施している（第1章参照）。学生には、「法曹倫理Ⅰ」及び「法曹倫理Ⅱ」（いずれも2年次担当必修科目。各科目の内容については第2章1(1)。）を受講したうえで参加させることとし（2年次の学生は「法曹倫理Ⅰ」・「法曹倫理Ⅱ」を当該年度内に履修を終える見込みであれば足りる。）、参加にあたり関連法令の遵守と守秘義務等に関する指導をして、誓約書を提出させている。「リーガルクリニック」には、外部の法律（弁護士）事務所における研修もとり入れているが、この研修担当には、当専攻の実務家教員があたり、専任教員が研修先の実務指導及び成績評価に責任をもつ体制がとられている。なお、学生は研修先から報酬は受け取らないこととなっている。

(2) 授業計画等の周知

1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法については、新年度初頭に学生に配付されるシラバスを通じて、すべてあらかじめ学生に周知されている。なお、シラバスについては、当専攻ウェブサイトからも閲覧できるようにしてあり（以下画面）、学生に対する事前周知を徹底するよう努めている。

0d52f912d08fbbac9523e9cbc2ee79f7.pdf - Adobe Acrobat Reader DC
 ファイル 編集 表示(V) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

授業の到達目標	日本国憲法第3章所定の基本的人権規定の中でも特に自由権制約の合憲性審査の基本的作法につき、それぞれの規定の歴史的背景や学理的構造、判例による具体化のあり方を視野に入れつつ理解すること。なお本科目では人権総論、包括的基本権、平等原則、精神的自由権までをカバーし、経済的自由権や、国家による具体化を必要とする抽象的権利については「憲法I-2」で扱う。
授業のすすめ方	各回の授業に先立ち授業案内用レジュメを配布する。時間が許す範囲で予習し、どこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにした上で授業に臨んでいただくと、より効果的であろう。もっとも予習段階で完全に正解に達している必要はない(そうでなければ、授業は無意味であろう)。自分なりに考えてどこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにしておけば、予習段階では十分である。授業は基本的に講義形式で行う。
授業計画	<p>第1週 包括的基本権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幸福追求権の保護領域を広く解する説と狭く解する説 ・判例(京都府学連事件、前科照会事件、早稲田大学江沢氏氏講演会事件、住基ネット訴訟などを通して見た後、原告勝訴と敗訴を分けたものにつき分析検討する) <p>第2週 思想良心の自由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法における精神的自由権保障の全体構造 ・内心の自由(絶対保障)と外部的行為の自由(相対保障) ・思想良心の自由の保護領域を広く解する説と狭く解する説 ・判例(謝罪広告事件、君が代裁判など) <p>第3週 表現の自由(1) 一表現の自由の保護領域一</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現しない自由、他人が発信した表現を受信する権利(知る権利)、意見ではなく単なる事実の伝達(報道)の自由、取材の自由、反論権、表現活動のための便宜を国から

(3) 集中講義の実施状況

当専攻では平成26年度以降、集中講義は実施されていない。

(4) 有職社会人学生がかかえる場所的・時間的障害を解消するためのICT（情報通信技術）の導入

出張等で通学が困難な学生が、出張先から授業に参加することを可能にするた

め、平成 28 年度より、ウェブ会議システムを通じて受講することで授業の出席が認められる（ただし回数制限あり。）制度を開始している。

さらに平成 28 年度は、テレビ会議システムを通じ、他大学法科大学院との間で授業を送受信する実験授業を行った（詳細は第 7 章）。

3 履修科目登録単位数の上限

履修登録する単位数の上限は、修業年限により、以下のとおりとしている。

- ① 修業年限 3 年の場合：各年次とも 36 単位（ただし最終年次に限り 44 単位）
- ② 修業年限 4 年（長期履修）の場合：各年次とも 27 単位（ただし最終年次に限り 33 単位）

この上限単位数には、再履修科目単位数及び本学大学院学則第 38 条 1 項に基づいて他の大学院で修得した単位を本学の単位として認定した場合を含む。

なお、原級留置となった場合の再履修科目については、前年度に成績評価が「D」であった科目を履修すること、及び「C」であった科目を再履修することのみに制限している。

また、TWINS（学務業務支援情報システム）では、上記の上限単位数を超えて履修登録をすることが事実上可能なため、ガイダンス、文書配付、掲示等の複数の手段を通じて、上限単位数を超えた履修登録を認めない旨、学生に対して周知徹底を図っている。また、上限数を超えて登録してしまった学生への対策として、登録期間終了後、各学生の登録単位数のチェックを行い、該当学生に対して個別に連絡し、上申書を提出させたうえで、履修登録の修正手続（上限を超える科目の削除）を行わせている。これにより、上限単位数を超えた科目履修を防止している。

[特長]

- ・ 時間的・職業的制約の大きい夜間・社会人学生が実務に触れる機会を確保するために、法科大学院の施設に法律事務所を併設して、Web上で利用可能な「日程管理システム」を活用して、フレックスタイム制の「リーガルクリニック」（2年／3年次配当）を実施している。
- ・ すべての授業科目について、受講学生数は50名未満であり、少人数教育が徹底されている。
- ・ 学生の効果的な事前学修を支援するため、講義レジュメ等の関係資料の配布を紙媒体での資料室での配布に加えて、当専攻ウェブサイトの学内者専用ページにより、学外からも任意に取得できるよう工夫に努めている（原則として講義1週間前までの早期配布を行っている）。
- ・ 純粹未修者の復習や欠席者、遅刻者の補充学修のため、録画された講義をストリーミング配信し、学生が自宅等のパソコンから当専攻ウェブサイトの学内者専用ページにアクセスすれば、任意にこれを視聴できる。
- ・ 有職社会人学生がかかえる場所的・時間的障害を解消するため、ICT（情報通信技術）を導入している。

[課題]

- ・ 今後はICTを通じた授業の実施方法につき、教員が組織的にノウハウを蓄積し共有してゆく必要がある。